

学生各位

徳島大学医学部は、 施設内の全面禁煙を宣言します。

平成 15 年 5 月 1 日より、「健康増進法」が施行されました。この法律では、受動喫煙の防止（第 5 章第 2 節）が謳われています。その中で、「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められています。

徳島大学医学部では、医学教育に携わる機関として、「禁煙宣言」をするとともに、この必要な措置として、平成 15 年 10 月 1 日より、以下のことを実施します。

- 1 . 医学部の施設内（室内、廊下、渡り廊下、屋上など、但し病院地区除く）では、教職員、学生、外来者を問わず、喫煙を禁じます。
- 2 . 医学部の施設内から、タバコの自動販売機を撤去します。
- 3 . 医学部の施設内から、灰皿を撤去します。
- 4 . 禁煙のための啓蒙・啓発活動（禁煙教室など）を実施します。

徳島大学医学部長・徳島大学医学部禁煙キャンペーン推進委員会